

# 平成26年12月定例会 第5委員会 報告資料

## 【専決処分】

報告第73号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

(平成26年11月28日専決処分) 1頁

## 【報告】

中部汚泥再生処理センタープラント設備工事請負契約の締結について  
5頁

## 【任意報告】

○福岡市環境教育・学習計画（第三次）の骨子について 10頁

○博多湾環境保全計画および福岡市環境配慮指針の改定について  
12頁

○電力システム改革への対応について 13頁

○小形風力発電設備の破損による事故について 15頁

平成26年12月19日

環 境 局

○報告第73号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

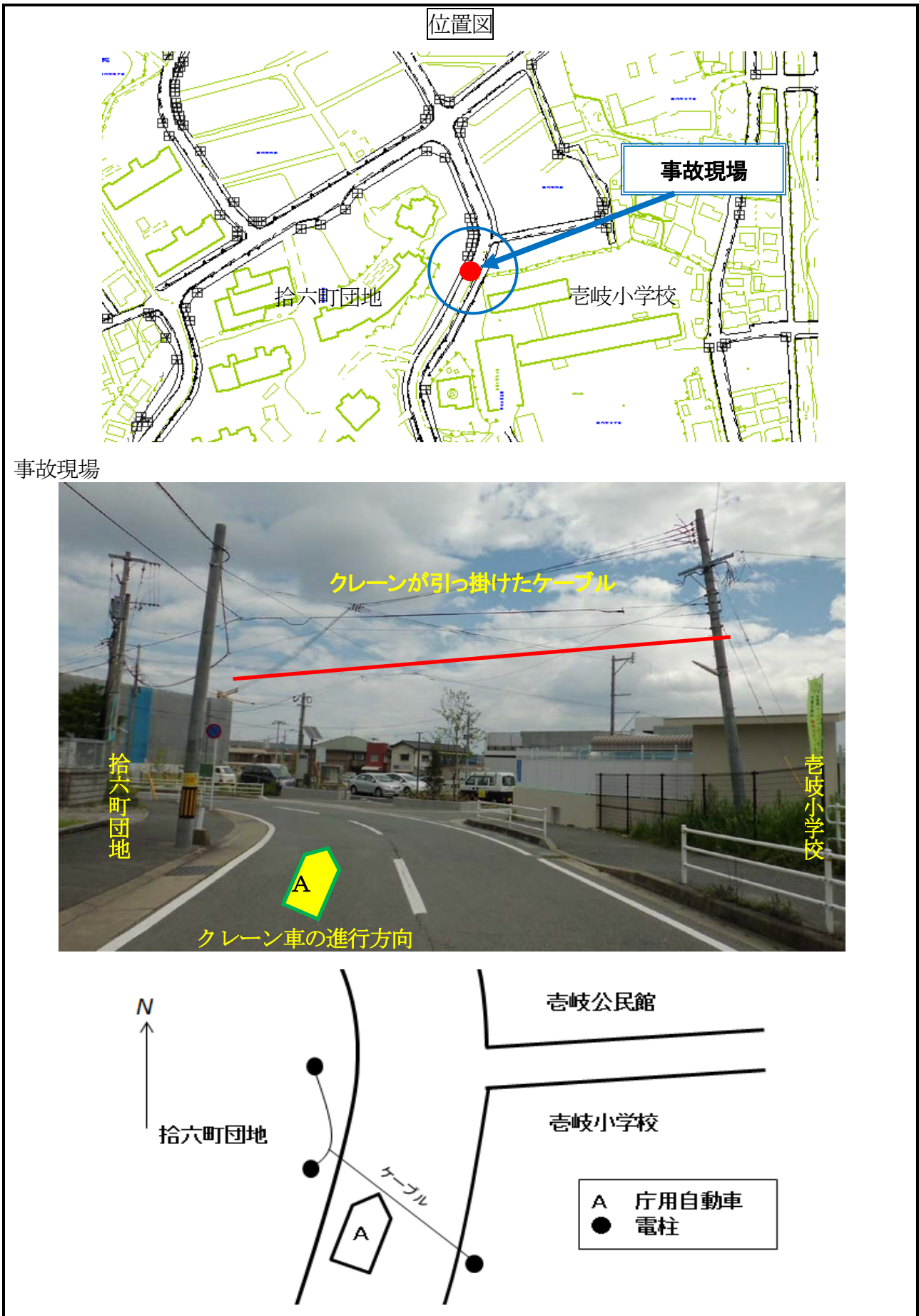
(平成26年11月28日専決処分)

(様式 2)

## 事 故 報 告 書

事故発生日時	平成26年 7月24日(木曜日) 午前 9時10分頃 天候: 晴れ			
事故発生場所	福岡市西区拾六町団地4番2号(拾六町団地2棟東側路上)			
相手方	住所	(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報 と認められるおそれのある情報については 掲載しておりません。		
	氏名			
事故の概要	平成26年7月24日(木)午前9時10分頃、環境局循環型社会推進部環境事業所所属の職員が、廃棄物の収集業務のため、同所所管のクレーン付き普通貨物自動車を運転して、福岡市西区拾六町団地5番付近の廃棄物の収集を終え西部工場へ向かう途中、業務で使用した際に立てたクレーンの格納が不十分なまま走行していたため、当該クレーンが福岡市西区拾六町団地4番2号付近の片側1車線道路の上空に架設されていたケーブルに接触し、相手方所有の電柱を傾かせ、損害を与えたものである。			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	電柱の傾き, 電線のたるみ	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	庁用車のクレーンのオイルパイプ破損, 後部バンパーの破損	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割
損害賠償額	167,054円			

事故現場見取図



電柱の復旧工事

施工前



施工後



庁用車の破損状況



破損したオイルパイプの先端



事故直後のクレーン車(アームが下がった状態。)



傾いたバンパー



## 中部汚泥再生処理センタープラント設備工事請負契約の締結について

工事件名	中部汚泥再生処理センタープラント設備工事				
工事概要	本工事は、中部中継所の荒ごみ除去装置等を撤去し、汚泥脱水機2台及び生物処理設備外1式を設置し、汚泥再生処理センターへ改造するもの。 汚泥脱水機 2台 生物処理設備外 1式			摘 要	
				平成26年度支払い予定額 0円 平成27年度支払い予定額 481,140,000円	
工事場所	福岡市中央区那の津二丁目11-3				
工事期間	平成26年12月12日から平成27年10月15日まで				
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札				
開札年月日	平成26年12月3日(水)				
落札業者	浅野環境ソリューション 株式会社 九州支店 支店長 古庄 春行				
契約金額	481,140,000円(うち消費税及び地方消費税額 35,640,000円) 落札率99.6%				
予定価格	482,760,000円(うち消費税及び地方消費税額 35,760,000円)				
最低制限価格	434,484,000円(うち消費税及び地方消費税額 32,184,000円)				
入札等経緯  及び結果	入札参加業者		技術評価点(A)	入札金額(B)	評価値
	区 分	業 者 名	標準点(100点)+加算点	(単位:円)	(A)/(B)×α
	地場外	浅野環境ソリューション 株式会社九州支店	112.000	445,500,000	25.1402
	地場外	日立造船 株式会社九州支社	-	辞退	-

※区分の、外＝地場外、地＝地場。

α＝100,000,000(予定価格1億円以上10億円未満)

## 技術評価項目の内容

### 中部汚泥再生処理センタープラント設備工事

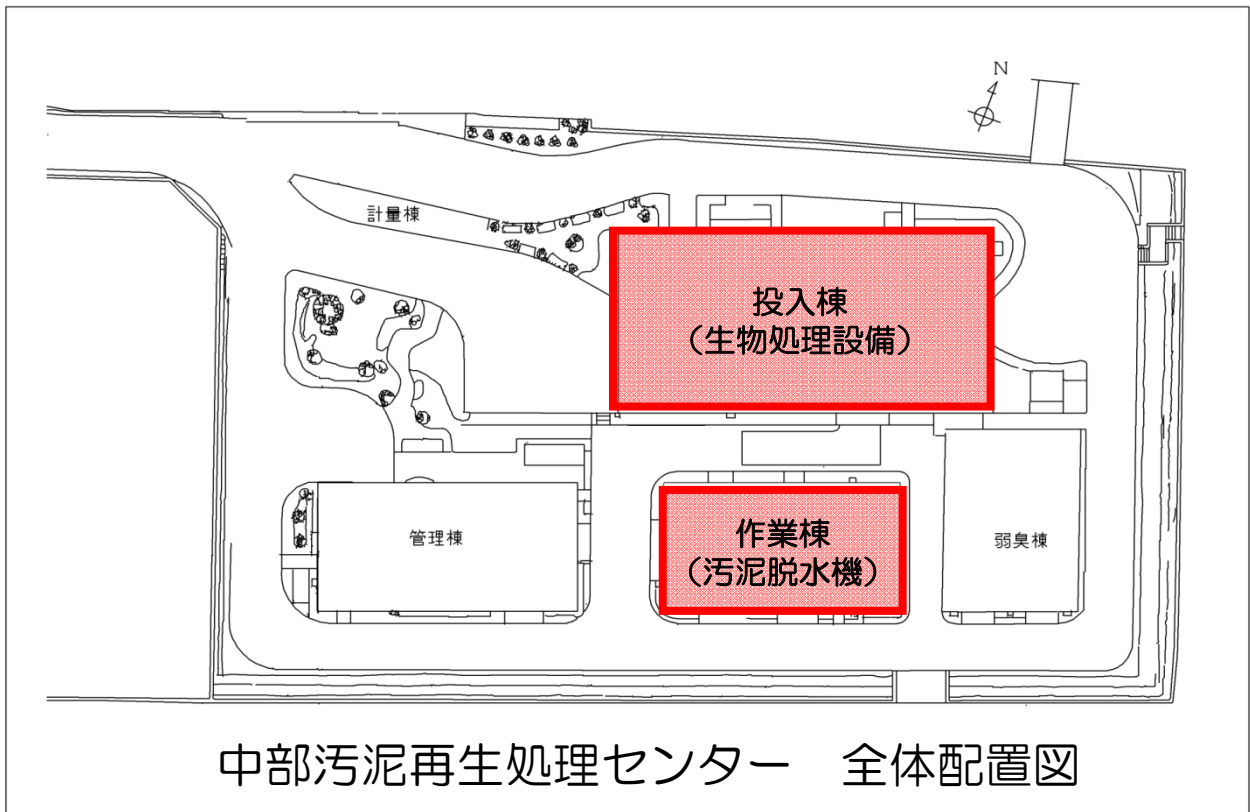
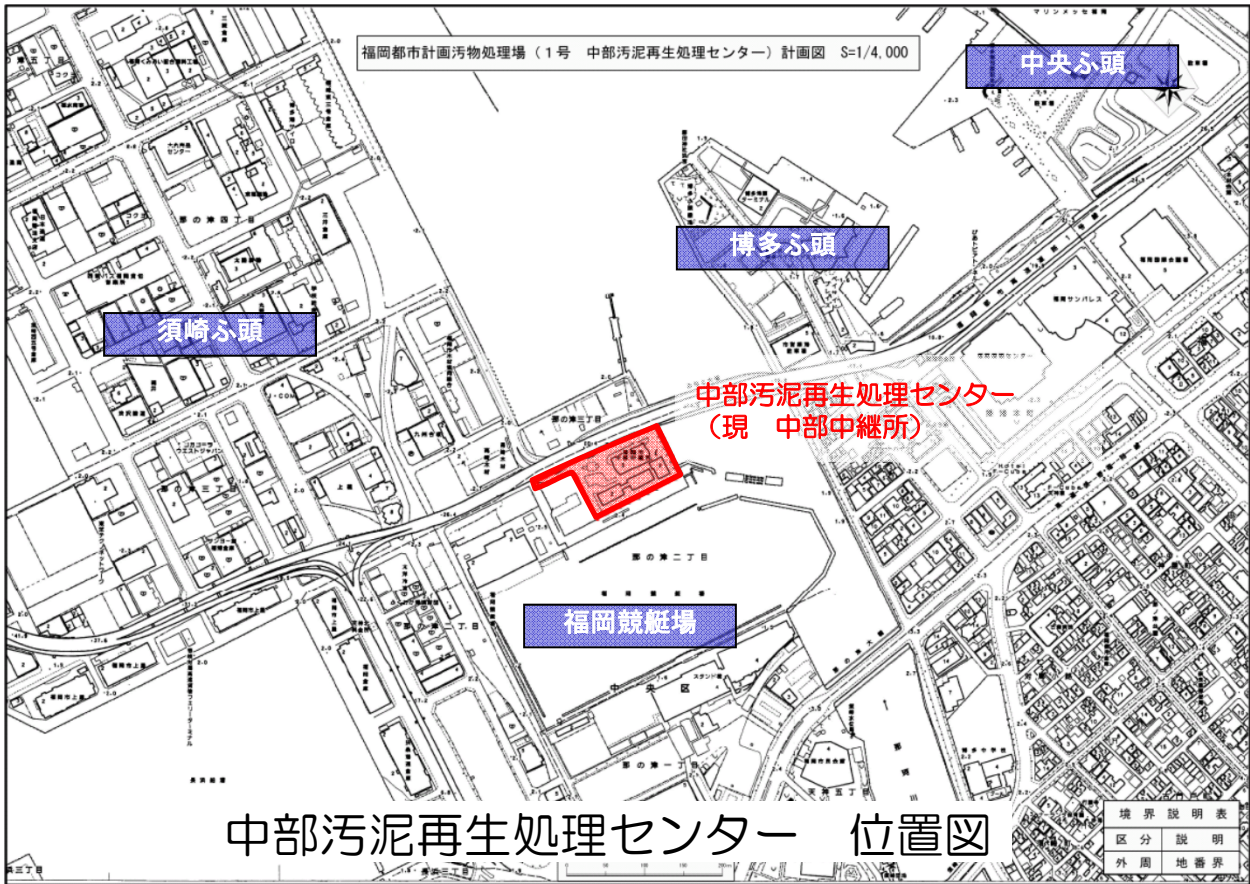
評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	安定かつ効率的なし尿処理を行うためのデータについて	<p>本工事は、中部中継所に汚泥脱水機2台、生物処理設備外1式を設置し、し尿中継施設を汚泥再生処理センターに改造する工事である。</p> <p>効率的かつ安定したし尿処理を行うため、日々変化するし尿の質に対して適切な薬品の選定、注入率の設定、及び曝気風量の設定を行う必要があり、その根拠となるデータの採集条件設定、サンプル数、解析が最も重要となる。</p> <p>そのため、工事および試運転期間中における薬品及び曝気風量の設定に関わるデータの採集、解析手法について、より具体的で有効な提案を求める。</p>
	企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績
工事成績優良業者の表彰実績により評価する			H24年10月9日～H26年10月8日間に福岡市が機械工事において工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない
同種工事の施工実績			H16年4月1日～H26年10月8日間に竣工した汚泥助燃剤化設備工事の施工実績により評価する
品質管理への取り組み			ISO9001の取得があれば優位に評価する
配置予定技術者の能力		資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する
		同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に同種工事の施工経験（監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る）があれば優位に評価する（CORINS登録対象）
社会貢献・地域貢献		社会貢献・政策貢献	福岡市より「障がい者雇用企業」「環境配慮型事業所」「次世代育成・男女共同参画支援企業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する
		本店所在地	入札公告日時点で本市に本店所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間（地場としての継続期間）が長い企業を優位に評価する

## 福岡市総合評価方式対象工事 技術評価項目毎評価点一覧

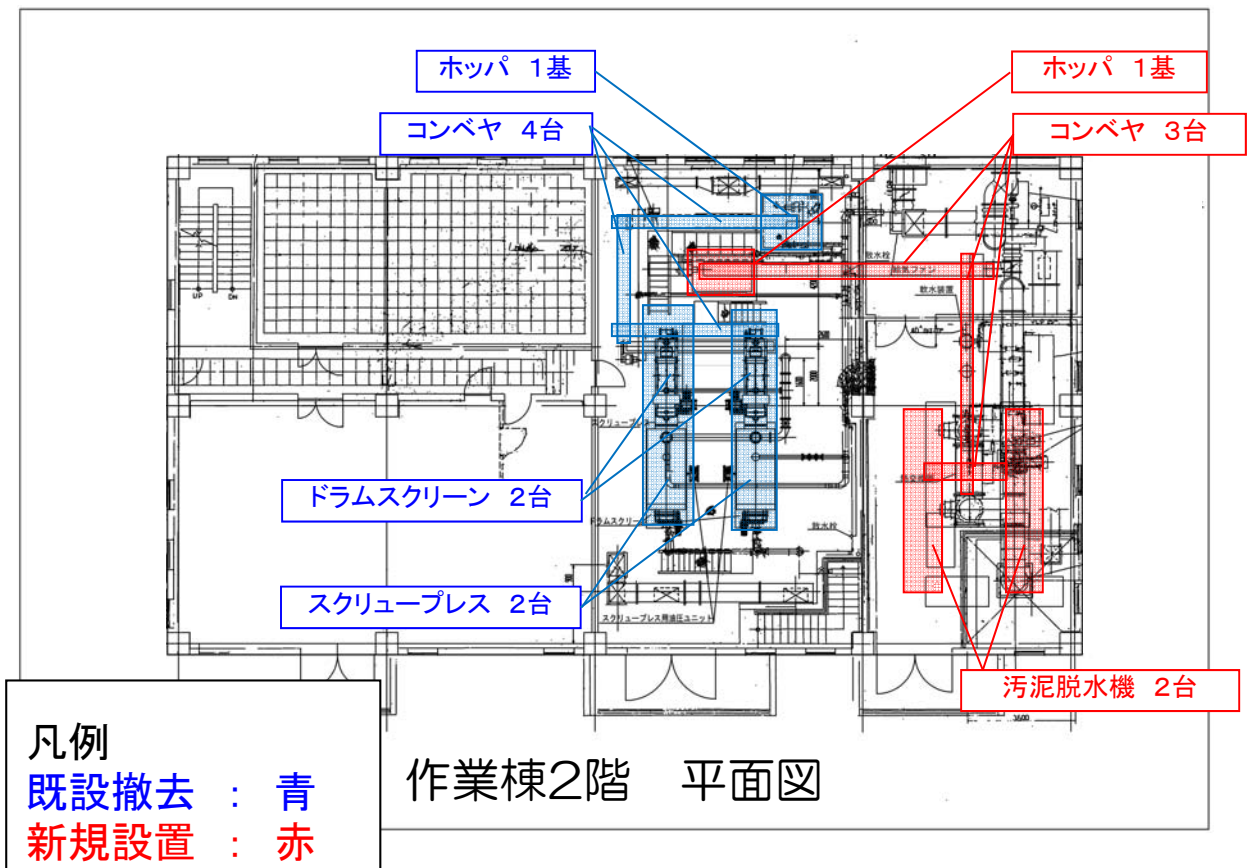
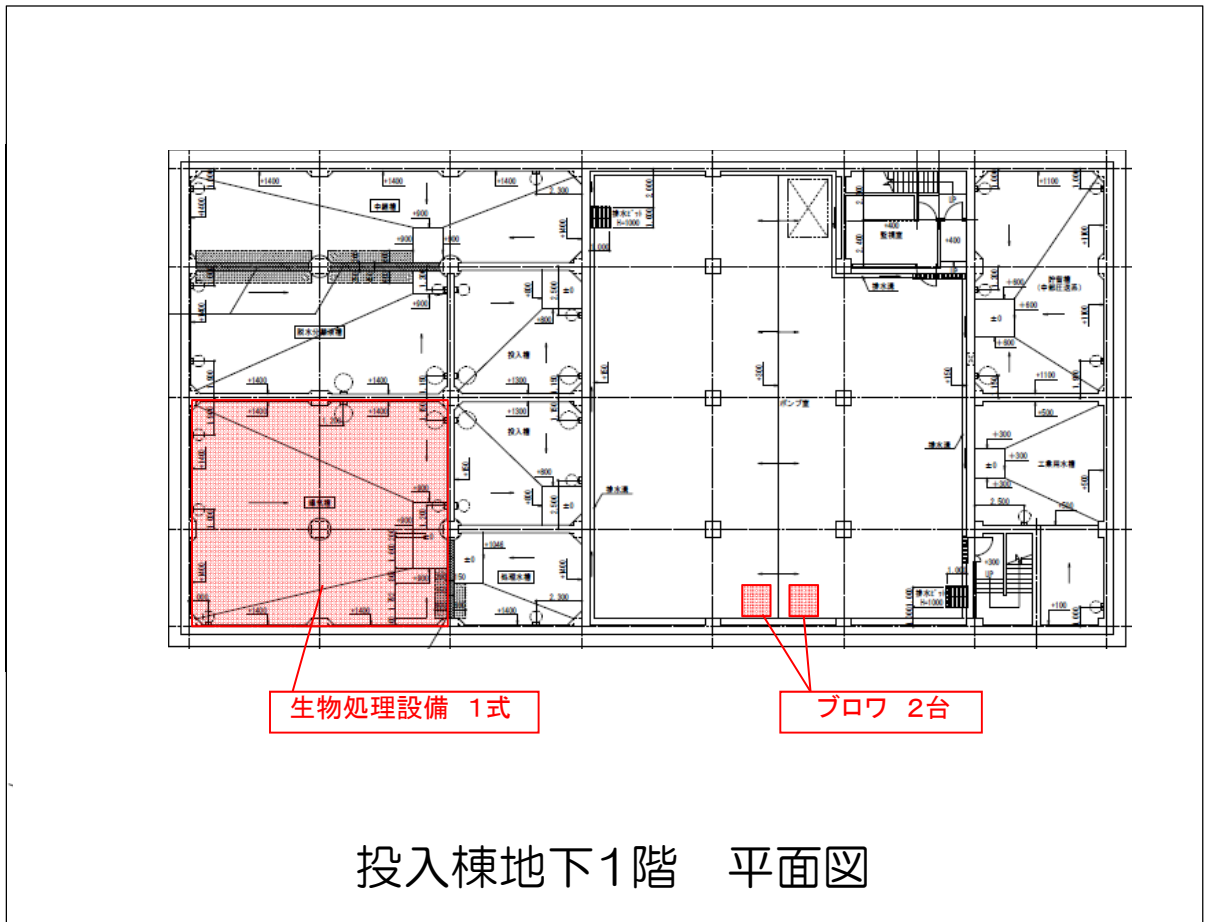
### 中部汚泥再生処理センタープラント設備工事

(評価型式)		技術評価項目毎の評価点(加算点内訳)					加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術評価 点 (a+b)	
		提案項目		企業評価項目						
I型	技術提案	提案 項目 計	企業の 施工 能力	技術者 の能力	社会 貢献 ・ 地域 貢献	企業 評価 項目 計				
	項目1									
	安定かつ効率的なし尿処理を行うためのデータについて									
入札参加者名	配点→	10.0	10.0	7.0	2.0	2.5	11.5	21.5	100.0	121.5
浅野環境ソリューション株式会社 九州支店		10.0	10.0	1.0	1.0	0.0	2.0	12.0	100.0	112.0
日立造船株式会社 九州支社		-	-	-	-	-	-	-	-	-





# 主要機器配置図





## ○福岡市環境教育・学習計画(第三次)の骨子について

### 1 福岡市環境教育・学習計画の沿革・位置づけ

平成9年3月に策定した福岡市環境基本計画において、環境学習の振興に係る計画を策定することとし、福岡市環境基本計画の部門別計画として平成10年3月に福岡市環境教育・学習計画を策定した。

この度、平成18年7月に策定した現行計画である福岡市環境教育・学習計画(第二次)の計画期間が平成27年度までとなっていること、及び上位計画である福岡市環境基本計画の第三次計画が平成26年9月に策定されたこと等から、上位計画や現行計画(第二次)策定後の現状をふまえ、福岡市環境教育・学習計画(第三次)を策定するもの。

### 2 骨子作成までの経緯と今後のスケジュール

年度	平成26年度												平成27年度				
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
市議会	現行計画の検証			骨子作成			素案作成					パブコメ			策定		
	第5委員会(着手)			第5委員会(骨子案)								第5委員会(素案)			議会報告(策定)		

※学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)からなる福岡市環境教育・学習計画推進協議会や、環境審議会より意見をいただきながら策定に取り組む。

### 3 現行計画(第二次)の検証

現行計画(第二次)の検証にあたっては、福岡市環境教育・学習計画推進協議会において、福岡市の施策の進捗状況の評価を行った。

現行計画(第二次)の「人づくり・地域づくり」の視点に基づく取組みを引き続き進めるとともに、さらなる共働・連携やリーダーとなる人材の育成への取組みの強化が求められる。

#### 〈主な意見〉

- 環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者等各主体における環境保全活動も継続して行われているが、各主体の取組みが「点」にとどまっている。
- 各主体の取組みを結び付け、総体的に環境に対する意識や実践力を高めることが必要。
- また、そのために、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、さらに、リーダーやコーディネーターとなる人材の育成と活用が必要である。

〈めざすまちの姿〉

豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち

快適で良好な生活環境のまち

市民がふれあう自然共生のまち

資源を活かす循環のまち

未来につながる低炭素のまち

環境教育・学習の視点

■環境保全・創造に向けた「人づくり」

- ・環境マインド(いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ, 感性, 行動する勇氣)
  - ・行動を起こす際に必要となる知識
  - ・人に想いを伝える際や共に行動する際のコミュニケーション手法やコーディネート手法などの技術
- これら3つの要素を備えた「人づくり」に取り組む。  
特にリーダーやコーディネーターとなる人材を育成していく。

■環境保全・創造に向けた「地域づくり」

- ・地域の環境の特色を学び, 魅力に気づく
- ・地域社会を構成する様々な主体が共働・連携していく
- ・あらゆる世代・主体が地域活動に参画し, 地域の課題等を解決する場となる

以上のことにより, 環境保全と地域活性化を同時に達成する, 「地域環境力」が高まる。

★各主体の取組みを支援・促進する

※市民団体に属する市民もいるというように, 1つの主体にとどまらず, 様々な主体になりうる。

市民

《役割》

- あらゆる世代や対象が生涯学習として学ぶ。
- ライフスタイルを見直し, 各家庭の中で環境行動を実践する。
- 積極的に地域や市民団体等の環境活動に参加する。
- 自らの学びや活動を次世代に伝える。

《行政の施策の展開》

市民一人ひとりの, 環境保全活動実践を広げていく。  
・福岡市の人口構成の特徴を踏まえ, 対象に応じた啓発を行う。  
・どれだけ自分の日々の暮らしと環境問題が繋がっているか, という気づきにつながる啓発を実施し, 市民の自主的な活動を促進する。

市民団体

《役割》

- 環境に関する最新の情報を収集するとともに, 率先して環境にやさしい行動を実行する。
- 環境教育・学習の素材や情報・機会の提供など, 環境啓発を行う。
- 環境活動を広げるための自律的なリーダーの育成を日頃から意識して行う。
- 公民館や公園, 河川等の地域の資源を活用して学びの場を創出し, 環境活動に取り組む。

《行政の施策の展開》

市民団体や地域等で組織されている団体の自主的な活動を支援するとともに, 環境保全活動を推進していく。  
・情報・機会(場)・資金面について効果的な支援を行う。

学校等

《役割》

- 全ての子ども達に環境に関する学びの機会を提供し, 環境マインドの基礎を育む。
- 教員や保育士等が自ら環境に関する情報収集に努めるとともに, 環境教育の考え方や手法を学ぶ。
- 学校等において自主的な環境保全活動に取り組むとともに, 家庭や地域に発信し, 取組を広げる。
- 地域やPTAと連携し, 地域特性を活かした活動を行ったり, 市民団体, 事業者等と共働で環境教育を推進する。

《行政の施策の展開》

学校等における環境教育・学習を推進する。  
・幼稚園や保育所, 小中学校等へ環境教育・学習の様々な教材や資料等の情報を提供し, 各教科やその他の教育活動において, 体系的な環境教育を推進する。  
・高等学校や大学と連携して環境教育・学習を推進する。  
・教員や保育士等が環境について体系的に学ぶことができる場を検討する。

事業者

《役割》

- 従業員への環境教育を実施し, 環境に配慮した事業活動を行う。
- 事業者が自ら環境保全活動に参加したり, 環境に関する情報や学びの機会を提供する。
- 事業者間での環境保全に関する情報交換や共働事業を検討する。
- 地域や市民団体等の活動に対して, 場所・素材・資金などの支援を行う。

《行政の施策の展開》

事業者の環境保全活動実践を支援する。  
・事業者の環境保全活動を促進するため, 事業者にとってのメリットや主体としての自覚につながる情報提供を行う。  
・事業者が行っている活動を広く発信していく。

行政

《役割》

- 職員が環境意識を高め, 率先して環境にやさしい行動を実行する。
- 各主体の取組みを支援するとともに, それぞれの活動を結び付ける施策を展開していく。
- 市全体の環境教育・学習の状況を把握し, 他の主体と共に推進していく。

《行政の施策の展開》

行政が率先して環境保全活動を実践する・多様な分野の施策の中に環境の視点を取り入れる。

★各主体の取組みを結び付ける

- ・多様な環境教育プログラムや資料・教材, データや機会等を提供する。
- ・各主体やその取組み, 福岡市をはじめとした環境に関する必要な情報を提供する。

- ・リーダーやコーディネーターを育成・把握・活用する。
- ・各主体の共働・連携を促進する。

# ○博多湾環境保全計画および福岡市環境配慮指針の改定について

## 1 位置づけ

博多湾環境保全計画および福岡市環境配慮指針は、福岡市環境基本計画の部門別計画・指針等の一つである。

### 福岡市環境基本計画（第三次：平成26年9月策定）

豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち

部門別計画・指針等

#### ■博多湾環境保全計画

博多湾の環境保全施策に対する本市の基本的方向を示す計画

#### ■福岡市環境配慮指針

環境情報（生物の生息状況等）を提供し、事業等における環境配慮を誘導するための指針

## 2 改定の趣旨

上位計画である福岡市環境基本計画（第三次）の内容を踏まえるため、また博多湾環境保全計画の計画年次に合わせて、改定に着手する。

福岡市環境基本計画	博多湾環境保全計画	福岡市環境配慮指針
昭和61年9月 福岡市環境プラン策定		平成4年3月 策定
平成9年3月 第一次環境基本計画 策定 【計画年次】平成22年度	平成10年3月 博多湾水質保全計画 策定 【計画年次】平成22年度	平成9年3月 改訂
平成18年7月 第二次環境基本計画 策定 【計画年次】平成27年度	平成20年1月 博多湾環境保全計画 策定 【計画年次】平成27年度	平成19年2月 改訂

## 3 改定スケジュール

年	平成26年度			平成27年度												平成28年度					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
博多湾環境保全計画				現行計画の計画年次																	
	第5委員会(着手)			骨子作成												第5委員会(骨子案)					
	第1回			第2回			第3回			第4回			第5回			第6回		第7回			
				素案作成												第5委員会(素案)					
				環境審議会(部会)												環境審議会					
				パブコメ												環境審議会					
				議会報告(改定)												環境審議会					
環境配慮指針 福岡市	第5委員会(着手)			骨子作成												第5委員会(骨子案)					
				素案作成												第5委員会(素案)					
				環境審議会(部会)												環境審議会					
				議会報告(改定)												環境審議会					

◇：博多湾環境保全計画推進委員会

学識経験者等（環境審議会，博多湾環境保全計画推進委員会等）より助言をいただき、現行計画の検証や改定を行っていく。

# ○電力システム改革への対応について

## 1 概要

国が進めている電力システム改革は、平成 28 年の小売全面自由化等により、市民生活及び地域経済に与える影響等が考えられる。このような影響に対応するため、平成 27 年度以降の福岡市の事務事業・施策への反映を図っていく。

## 2 電力システム改革の概要

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用の必要性が増し、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直すため、電力システム改革に取り組むこととなったもの。(平成 25 年 4 月閣議決定)

### (1) 改革の目的と柱

3つの目的
<ul style="list-style-type: none"><li>① 安定供給を確保する</li><li>② 電気料金を最大限抑制する</li><li>③ 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する</li></ul>
改革の3本柱
<p>① 広域系統運用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域を越えて電気をやりとりしやすく ⇒ 災害時など停電を起こりにくく</li><li>・そのための「広域的運営推進機関」を創設</li></ul>
<p>② 小売及び発電の全面自由化</p> <p>ア【小売全面自由化】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般家庭や企業向け電気の小売販売ビジネスへの新規参入解禁 ⇒ 新電力（PPS）参入や 料金メニューの多様化（時間帯別、ガス・通信とのセット割 等）</li></ul> <p>イ【適正な料金の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新規参入等の競争条件が整備されるまでの間、一般電気事業者の料金規制は維持</li><li>・セーフティネット ⇒ 必ず電気の供給を受けられる。離島にも適切な料金で供給</li></ul> <p>ウ【発電全面自由化等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・卸電力取引所の取引量の増加、電気を商品先物取引法の対象にする検討など</li></ul>
<p>③ 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力会社の送配電部門を別会社化 ⇒ 送配電網を誰もが公平に利用</li><li>・送配電事業は、引き続き地域独占</li></ul>

## (2) 改革プログラム

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度～32 年度
第 1 段階		第 2 段階	第 3 段階
広域系統運用の拡大 <small>(平成 25 年電気事業法改正)</small> ⇒平成 27 年, 広域的 運営推進機関の創設		小売・発電全面自由化 <small>(平成 26 年電気事業法改正)</small> ⇒平成 28 年, 低圧契約 (50kW 未満)の自由化	送配電部門の法的分離 小売料金規制の撤廃 <small>(平成 27 年電気事業法改正予定)</small>

### 3 小売・発電全面自由化で想定される懸念

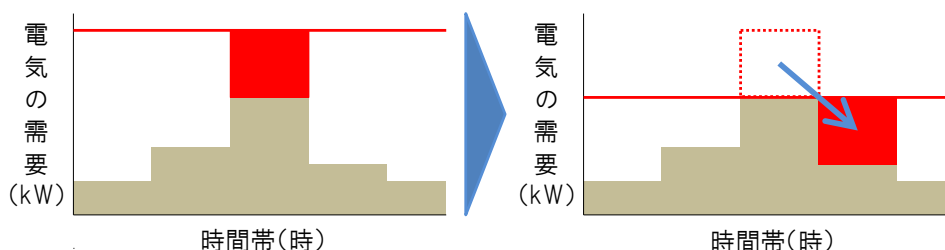
#### ▽消費者トラブル

⇒ 複雑なメニューや情報不足による混乱, 不適切な料金設定, 詐欺的な勧誘の発生 等

#### ▽地場企業の参入がないと寡占化・独占化が進むおそれ

#### ▽デマンドレスポンス等に対応した設備や電気の使い方をしないと料金が高つくおそれ

※デマンドレスポンス: 「電気料金の多様化」や「需要抑制を行うことに対する報酬」により, 電力の消費パターンを変化させること。



### 4 今後の対応案

平成 28 年以降の小売全面自由化等の対応を見据え, 消費者である市民・事業者が安心して電力などのエネルギーサービスを選択できる環境づくりや, 市有施設の電力売買に関する検討に取り組む。

#### (1) 市民・事業者への周知や広報

○市民や事業者に対して周知広報, 相談等の適切な対応

#### (2) 市有施設の効果的かつ効率的な電力売買に関する検討

○市が発電する再生可能エネルギーの売電方法や電力調達方法のあり方の検討

#### (3) 市民・事業者が賢く電気を使える環境づくり

○電力需給状況に応じた, 再生可能エネルギーなどの分散型電源の有効活用策やエネルギーの効率的な利用の検討

○エネルギーマネジメントシステム (EMS) 等の設備導入による建物のスマート化方策の検討



○ 小形風力発電設備の破損による事故について

<p>(1) 発生日時</p>	<p>平成 26 年 12 月 1 日 (月) 午後 3 時 30 分頃</p>						
<p>(2) 発生場所</p>	<p>みなと 100 年公園 (福岡市東区香椎浜ふ頭一丁目)</p>						
<p>(3) 事故の状況</p>	<p>○小形風力発電設備「風レンズ風車」の羽根 3 枚及び輪の一部が破損し、公園駐車場に駐車していた市内法人所有の車両に当たり、物的被害を与えたもの。          なお、人的被害はなし。</p> <p>○事故発生当時、暴風警報発令中 (最大風速 20m/s)</p> <p>※風レンズ風車          全高約 13.4m, 風車部分直径約 3.4m, 出力 3kW</p>						
<p>(4) 被害の内容</p>	<p>○相手方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</b></p> </div> <p>○被害          法人所有車両 (1 台)          車両屋根の一部破損及びへこみ、アンテナの湾曲、          運転席窓ガラス及びサイドバイザーの破損、          ドア (運転席側) の損傷</p>						
<p>(5) 今後の対応</p>	<p>○再発防止の対策を検討</p> <p>○対策が決定するまでの間、市所有の風レンズ風車は運転を停止 (現在停止中)</p> <p>※市所有の風レンズ風車 (3 か所, 5 基)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>みなと 100 年公園</td> <td style="text-align: right;">: 1 基</td> </tr> <tr> <td>シーサイドももち海浜公園</td> <td style="text-align: right;">: 3 基</td> </tr> <tr> <td>もーもーらんど油山牧場</td> <td style="text-align: right;">: 1 基</td> </tr> </table>	みなと 100 年公園	: 1 基	シーサイドももち海浜公園	: 3 基	もーもーらんど油山牧場	: 1 基
みなと 100 年公園	: 1 基						
シーサイドももち海浜公園	: 3 基						
もーもーらんど油山牧場	: 1 基						

## 位置図



※地図: 国土地理院(<http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse4/index.html#zoom=18&lat=33.65032&lon=130.41642&layers=TTTBT>)を基に福岡市作成

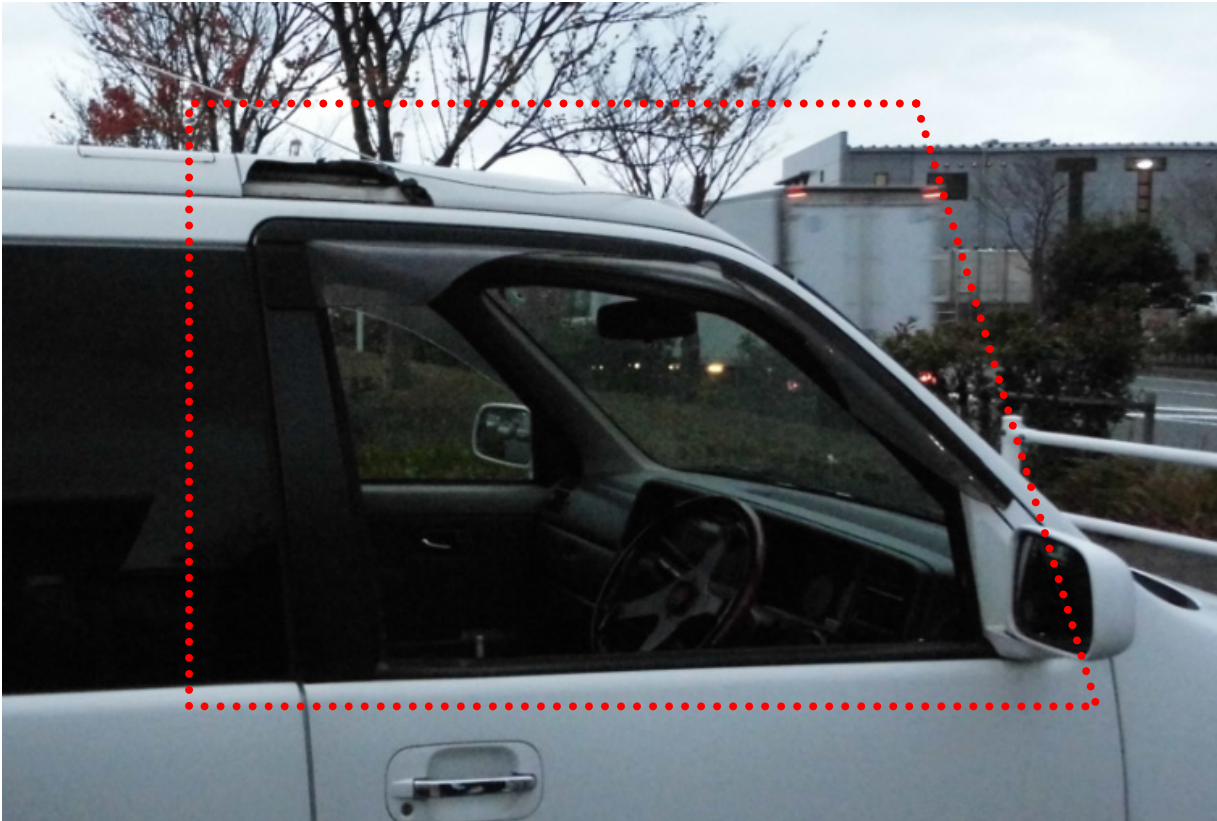
## 事故の状況



## 風レンズ風車の全景 (事故前)



被害の状況



被害の状況（拡大）

